

2

第2編

契約条件の確認

学習の内容

第1章 第三分野の保険の契約条件・保険料率

第2章 被保険者

第3章 保険金額の設定

第4章 保険期間・保険料払込方法

●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 第三分野の保険の契約条件・保険料率

デジタルテキスト 066

2-1 第三分野の保険の引受け

第1節の
学習時間およそ
4分

(1) 第三分野の保険の引受手順

傷害保険、医療保険、所得補償保険など第三分野の保険の引受けにあたっては、補償内容を確認したうえで、契約条件の決定に必要な情報を確認します。

まずは補償内容を確認したうえで、被保険者の範囲や被保険者の職業・職種を確認し、どれくらいの加入金額（保険金額）にするかを決定し、保険料を算出します。

なお、第三分野の保険の引受手順の詳細については第3編第1章を参照してください。

本編では、傷害保険のほか、医療保険、所得補償保険、国内旅行傷害保険および海外旅行保険の契約条件の決定に必要な情報について解説します。

デジタルテキスト 067

(2) 第三分野の保険の契約条件の確認

傷害保険等の保険料率は、保険金の種類ごと等に保険金額に保険料率を乗じて算出します。

この保険料率は、被保険者の範囲、職業・職種、年齢などによって決まりますので、第三分野の保険の引受けにあたっては、保険料率を決める要素となるリスク区分を正しく理解したうえで、契約条件の決定に必要な情報を正確に確認することが重要です。

傷害保険等の保険料率は、被保険者の範囲、職業・職種、年齢などによって決まる



デジタルテキスト 068

① 被保険者の範囲

傷害保険においては、被保険者の範囲によって保険料が異なるため、被保険者の範囲を確認することが重要です。また、家族型の傷害保険においては、被保険者「本人」を誰にするのかによって被保険者の範囲が異なるので注意が必要です。

② 職業・職種

傷害保険や所得補償保険では、被保険者本人の職業・職種によるリスクの違いによって保険料が異なるため、正確に確認する必要があります。

③ 年齢・性別

所得補償保険や医療保険などの疾病を対象とする保険では、被保険者の年齢によるリスクの違いによって保険料が異なるため、確認する必要があります。

さらに、医療保険やがん保険では、被保険者の年齢に加えて性別によっても保険料が異なるため、確認する必要があります。

デジタルテキスト 069

④ 健康状態

医療保険および所得補償保険は、疾病を対象とすることから、過去の傷病歴等の告知により、被保険者の健康状態を確認する必要があります。この場合、「健康状態告知書」などで傷病歴の告知があったときには、保険契約の引受けができなかったり、特別な条件付での引受けとなったりすることがあります。

⑤ 保険金額・引受限度額

人を対象とする保険では、被保険利益の概念がないことから、適切な保険金額の設定が重要です。このため、保険金額は、被保険者の年齢、収入、家族構成などや、他に加入している同種の保険がある場合は、その契約内容を踏まえ、総合的に判断して設定する必要があります。

また、不正な保険金請求を防ぐためにも、特に引受限度額の確認は重要です。この場合の引受限度額は、他の保険会社が引き受けている契約と通算するのが一般的です。

デジタルテキスト 070

2-2 第三分野の保険の保険料率

第2節の
学習時間およそ
1分

(1) 傷害保険

傷害保険の基本料率（家族型の傷害保険の場合は被保険者本人に適用する基本料率）は、被保険者の職業・職種ごとに定められています。

なお、家族型の傷害保険では、被保険者本人のほか、配偶者、その他の親族の区分ごとに基本料率が定められています。

適用保険料は、保険金の種類（死亡保険金・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）ごとに個別に計算し、合計します。

死亡・後遺障害保険金額（千円）×適用料率  = 適用保険料（円）

入院保険金日額（円）×適用料率  = 適用保険料（円）

通院保険金日額（円）×適用料率  = 適用保険料（円）

 適用料率は、基本料率に割増引を加減した最終的な料率です。

デジタルテキスト 071

(2) 国内旅行傷害保険

国内旅行傷害保険の基本料率は、保険期間ごとに定められています。



デジタルテキスト 072

(3) 海外旅行保険

海外旅行保険の基本料率は、保険期間ごとに定められています。



デジタルテキスト 073

第2章 被保険者

デジタルテキスト 074

第三分野の保険の引受けにあたっては、被保険者を確認することが基本となりますが、保険商品の特性などに応じて、被保険者の範囲や職業・職種、健康状態などを確認することが重要です。

本章では、傷害保険、医療保険、所得補償保険、国内旅行傷害保険および海外旅行保険の被保険者に関する確認事項等について説明します。 **注**

注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-1 傷害保険

第1節の
学習時間およそ
7分

(1) 職業・職種

傷害保険は、被保険者の職業・職種によって保険料が異なるため、職業・職種の区分について、正しく理解する必要があります。また、傷害保険には、被保険者本人のほか、被保険者の家族を補償の対象とする家族型の傷害保険がありますので、家族型の被保険者の範囲について正しく理解する必要があります。 **注1**

傷害保険のうち普通傷害保険および家族傷害保険では、日常生活におけるほとんどあらゆる場合が補償の対象となるため、被保険者本人が普段どのような生活を送っているのかによって危険度が大きく異なります。このため、被保険者本人の職業・職種の危険度の違いにより、保険料が区分されています。下表では、職種級別Bの料率（保険料）が職種級別Aの料率（保険料）よりも高くなります。 **注2**

【職種級別（例）】

職種級別	職業・職種
A	事務系会社員、教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、理容師、美容師、調理人、販売人等、生徒、学生 等
B	農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、自動車運転者、建設作業員

注1 被保険者の年齢が一定以上の場合は、契約条件が異なったり、保険契約の引受けができなかったりすることがあります。

注2 被保険者本人の職業・職種によって保険料が区分されない保険商品もあります。



デジタルテキスト 075

(2) 被保険者（家族型の傷害保険）

① 家族型の傷害保険における被保険者の範囲

家族型の傷害保険では、自動的に次の者がすべて被保険者となります。本人または配偶者とそれ以外の被保険者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものとします。

なお、有無責は被保険者（個人）ごとに判定します（家族型の傷害保険における免責の適用についてはP.032参照）。

- a. 本人（保険証券の本人欄に記載の者をいいます。以下同じ）
- b. 本人のほか、次のいずれかに該当する者
 - (a) 本人の配偶者
 - (b) 本人またはその配偶者の同居の親族
 - (c) 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

【用語の解説】

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
同居	同居とは、同一の家屋に居住することをいい、同一の家屋とは、物理的、機能的に独立した一つの建物のことをいうため、同一の敷地内にあっても、独立して居住するための構造・設備を有する2棟の建物であれば「同居」にはあたりません。 また、同一マンションであっても別区画に住んでいるような場合は通常は「同居」とは考えられません。 なお、短期間の出稼ぎ等の一時的別居は「同居」とされません。
（本人または配偶者以外の）親族	被保険者本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます（P.079【別表】親族の範囲参照）。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

デジタルテキスト 076

② 本人の変更

保険契約締結後、本人が死亡保険金が支払われるべき傷害以外の事由によって死亡した場合には、次のいずれかの手続きが必要となります。

ただし、この保険契約において、変更前の本人が後遺障害保険金の支払いを受けていた場合は、bによるものとします。

- a. 残った家族のうち、新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること
- b. 保険契約を解除すること

デジタルテキスト 077

③ 被保険者の範囲を限定する特約

次の特約を付帯（セット）することにより、被保険者の範囲を限定することができます。

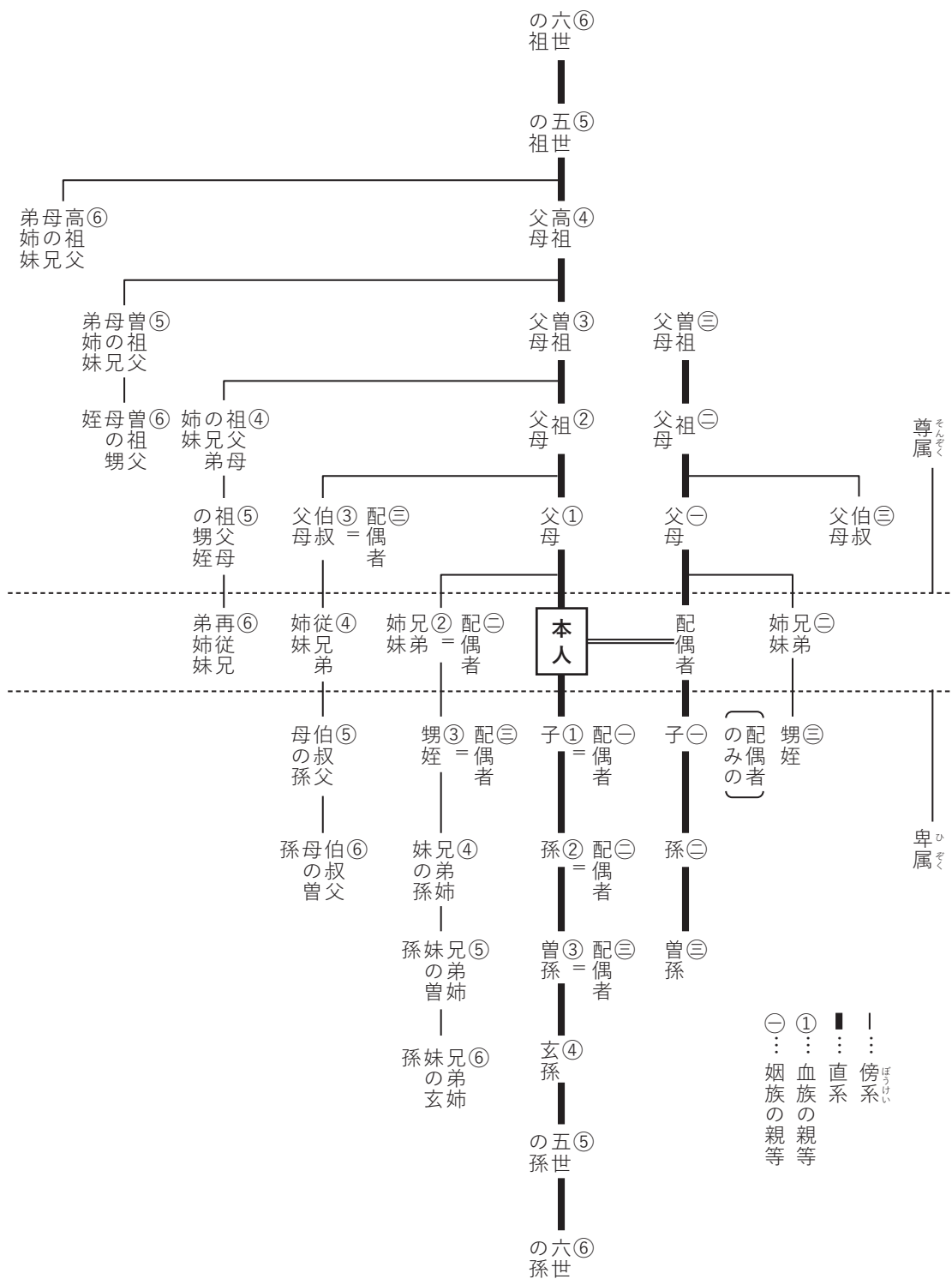
夫婦特約	被保険者は、本人および本人の配偶者となります。 ただし、個人賠償責任特約が付帯（セット）されている場合には、同特約の被保険者は、前記（2）①に規定する者となります。
配偶者補償対象外特約	被保険者は、本人ならびに本人の同居の親族および別居の未婚の子となります。 ただし、個人賠償責任特約が付帯（セット）されている場合には、同特約の被保険者は、前記（2）①に規定する者となります。

【被保険者の範囲：パターン】

○ 被保険者となる × 被保険者とならない

被保険者の範囲	本人	配偶者	親族
本人型	○	×	×
夫婦型	○	○	×
配偶者補償対象外型	○	×	○
家族型	○	○	○

【別表】親族の範囲（民法第725条）（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）





(1) 年齢・性別

医療保険は、傷害のほか疾病を補償の対象としているため、被保険者の年齢・性別や健康状態を正しく把握する必要があります。このため、健康状態の告知の重要性、始期前発病や既往症の取扱いについて正しく理解する必要があります。

医療保険では、疾病を補償の対象としており、被保険者の年齢・性別によって危険度が異なるため、保険料も異なります。この場合の年齢は、保険契約申込時点ではなく、保険始期日時点のものを適用します。

なお、一定以上の高齢になると保険契約を継続できなくなることがあります。

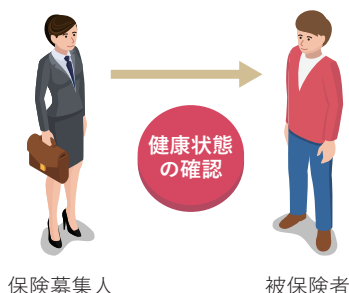
デジタルテキスト 080

(2) 健康状態

被保険者に、現在治療中、または過去に治療歴のある傷害や疾病がある場合、保険契約の引受けができないことがあります。また、契約締結前に、被保険者の健康状態を確認するために医師の診査が必要となることがあります。



注 既に傷害や疾病がある人でも、特別な条件（保険料の割増、保険金の削減、特定疾病群補償対象外など）を付けて契約できる場合があります。



デジタルテキスト 081

(3) 始期前発病・既往症の取扱い

保険責任の開始日（責任開始日）よりも前に発病した疾病（発病時期は医師の診断によります）または発生した事故による傷害によって保険金支払事由が発生した場合には、保険金が支払われません。この場合、たとえ健康状態について正しく告知していても保険金は支払われません。

デジタルテキスト 082



(1) 年齢および職業・職種

所得補償保険は、医療保険と同様に、傷害のほか疾病を補償の対象としているため、被保険者の年齢や健康状態を正しく把握する必要があります。このため、健康状態の告知の重要性、始期前発病や既往症の取扱いについて正しく理解する必要があります。

所得補償保険では、被保険者の年齢や職業・職種によって危険度が異なるため、年齢および職業・職種によって料率（保険料）が異なります。

傷害保険と同様に、危険度の高い職業・職種がより高い料率（保険料）となります。

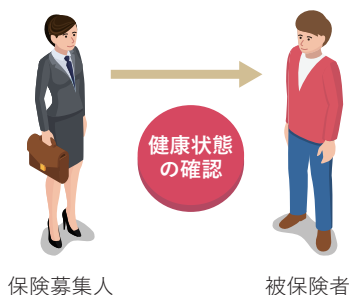
デジタルテキスト 083

(2) 健康状態

被保険者に、現在治療中、または過去に治療歴のある傷害や疾病がある場合、保険契約の引受けができないことがあります。

また、契約締結後や保険金請求時に、保険会社が告知内容等を確認することがあります。 **▲注**

▲注 既に傷害や疾病がある人でも、特別な条件（特定疾病・部位の補償対象外など）を付けて契約できる場合があります。



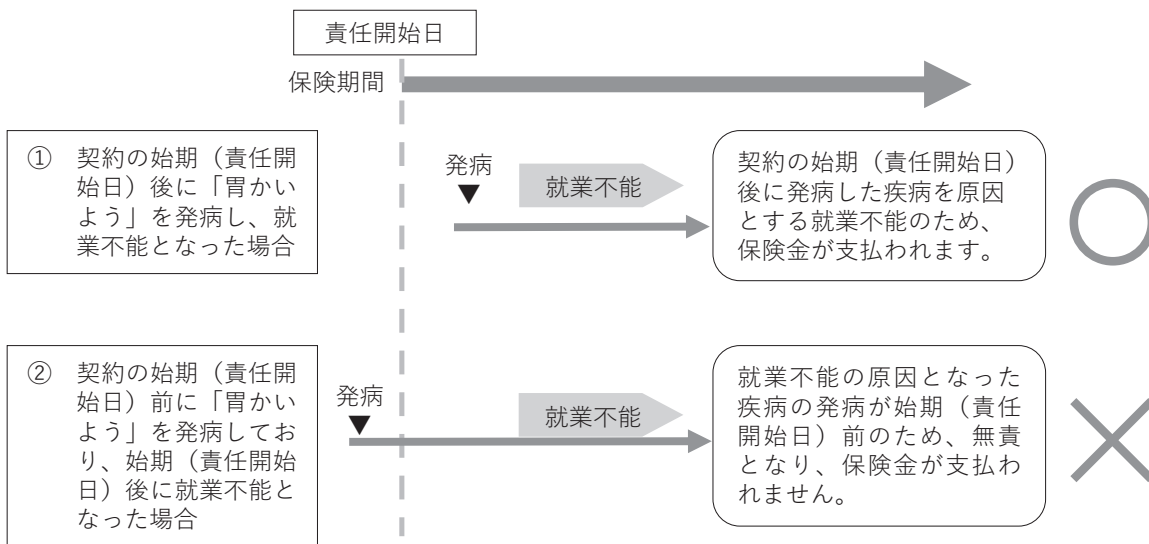
デジタルテキスト 084

(3) 始期前発病・既往症の取扱い

初年度契約の保険責任の開始日（責任開始日）より前に発病した疾病（発病時期は医師の診断によります）、または発生した事故による傷害によって保険金支払事由が発生した場合には、保険金は支払われません。この場合、たとえ健康状態について正しく告知していても保険金は支払われません。 **▲注**

▲注 保険商品・特約によっては、責任開始日から一定期間経過後に保険金支払事由が発生した場合、責任開始日以降の発病とみなして、保険金が支払われることがあります。

【始期（責任開始日）前の発病による無責：所得補償保険の例】



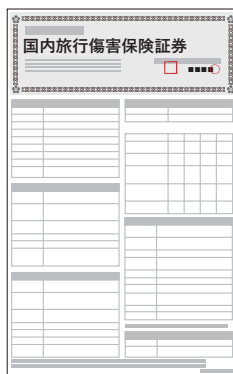
2-2-4 国内旅行傷害保険

第4節の
学習時間およそ
1分

(1) 被保険者の範囲

国内旅行傷害保険の被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の者としてします。**注**

注 明細書を付けて2名以上を被保険者とする「団体契約」もあります。



デジタルテキスト 086

(2) 旅行目的・旅行日数など

国内旅行傷害保険では、主に観光や商用（商談など事務的なもの）などに旅行目的が限られています。

なお、通常、旅行期間が1か月を超える場合は引き受けられません。この場合は他の傷害保険で引き受けます。



デジタルテキスト 087

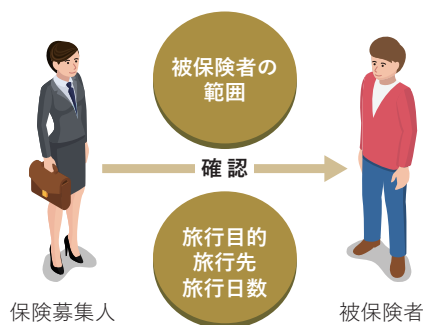


(1) 被保険者の範囲

海外旅行保険では、被保険者（旅行者）の範囲に加え、旅行目的、旅行先や旅行日数などについても正しく確認する必要があります。

海外旅行保険には、被保険者を本人に限る契約方式と、配偶者・親族まで含めることができる契約方式があります。

被保険者の範囲や旅行目的、旅行先、旅行日数等の確認が必要



デジタルテキスト 088

(2) 旅行目的・旅行日数など

海外旅行保険では、観光、商用、留学などに旅行目的が限られ、さらに旅行日数に条件がある場合もあります。このため、海外に永住する人や、旅行目的や帰国予定のない人は引受対象外となります。

また、旅行先の医療費や物価水準についても考慮する必要があり、旅行日数によっても保険料が異なります。なお、戦争や紛争地域など、旅行先の情勢によっては引受対象外となることがあります。 **▲注**

▲注 通常は、保険会社が旅行先や旅行日数によって補償パターンを設定し、その中から選択する契約方式としています。

引受対象



デジタルテキスト 089

第3章 保険金額の設定

デジタルテキスト 090

人の価値は金銭に評価できない性質のものです。このため、人を対象とする第三分野の保険では、被保険者の年齢、職業・職種、収入、治療費の水準などから総合的に判断し、妥当な保険金額で引き受けることが重要です。

また、過大な保険金請求や保険事故の偽装など保険契約本来の目的から逸脱した不正な保険金請求（モラルリスク）を防止するため、保険金額がいたずらに高額な保険契約の引受けは慎まなければなりません。

本章では、傷害保険、医療保険、所得補償保険、国内旅行傷害保険および海外旅行保険における保険金額の設定にあたっての基本的な考え方や注意点について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-1 傷害保険

第1節の
学習時間およそ
2分

(1) 保険金額の設定

傷害保険の保険金額は、支払保険金の種類（「死亡保険金・後遺障害保険金」「入院保険金」「通院保険金」等）ごとにそれぞれ設定します。通常は、パンフレット等に保険金額（「死亡・後遺障害保険金額」「入院保険金日額」「通院保険金日額」等）の異なる複数の引受パターンが記載されており、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

補償内容	プランA（簡素）	プランB（通常）	プランC（充実）
死亡保険金	〇〇円	△△円	××円
後遺障害保険金	〇〇円	△△円	××円
入院保険金	〇〇円	△△円	××円
手術保険金	〇〇円	△△円	××円
通院保険金	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円

デジタルテキスト 091

(2) 引受限度額の確認

① 自社分・他社分

各保険金額・日額について、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定する必要があります。

契約にあたっては、「既に同様の他の傷害保険（共済を含みます）に加入していないか」「加入している他の傷害保険の保険金額はいくらか」などについて、必ず確認する必要があります。

② 契約内容登録制度

損害保険業界では、保険犯罪の発生を未然に防止するため、傷害保険契約などについて契約内容の登録制度を設けており、損害保険会社は、この制度により、重複保険契約の有無を確認しています。

デジタルテキスト 092

(3) 引受限度額の設定

被保険者が満15歳未満の場合、または保険契約者と被保険者が異なる傷害保険で、被保険者本人の同意がない場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています。

デジタルテキスト 093

(1) 保険金額の設定

医療保険の保険金額は、支払保険金（入院、手術等）ごとにそれぞれ設定します。通常は、パンフレット等に保険金額の異なる複数の引受パターンが記載されており、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

補償内容	プラン A（簡素）	プラン B（通常）	プラン C（充実）
入院保険金	〇〇円	△△円	××円
手術保険金	〇〇円	△△円	××円
通院保険金	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円

(2) 引受限度額の確認

各保険会社では、医療保険通算で、1 被保険者につき引受保険金額（入院保険金日額・手術保険金額）に限度（自社分・他社分合計）を設定しています。

契約にあたっては、「既に同様の他の医療保険等（共済を含みます）に加入していないか」「加入している他の医療保険の保険金額はいくらか」などについて、必ず確認する必要があります。



(1) 保険金額の設定

所得補償保険では、被保険者の年齢、職業、収入の推移、公的医療保険制度による給付内容などを勘案し、平均所得額（保険契約締結直前12か月における所得の平均月間額）の範囲内で1か月当たりの休業補償額となる保険金額を設定します。

なお、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は、この保険での「所得」に含まれません。また、就業不能により免れる経費（交通費等）や就業不能の発生によって初めて得られる収入（就業不能期間中支払われる給与等）は、この保険の「所得」の対象になりません。 **▲注**

▲注 保険金額を日額単位で設定する商品もあります。

デジタルテキスト 096

(2) 保険金額等の確認

「保険金額」や「職業・職種」は、変更になる可能性があるため、更新時などに必ず保険契約者・被保険者に確認する必要があります。

デジタルテキスト 097

(1) 保険金額の設定

国内旅行傷害保険の保険金額は、支払保険金の種類（「死亡保険金・後遺障害保険金」「入院保険金」「通院保険金」等）ごとにそれぞれ設定します。通常は、パンフレット等に保険期間別に保険金額（「死亡・後遺障害保険金額」「入院保険金日額」「通院保険金日額」等）の異なる複数の引受パターンが記載されており、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

補償内容	プラン A（簡素）	プラン B（通常）	プラン C（充実）
死亡保険金	〇〇円	△△円	××円
後遺障害保険金	〇〇円	△△円	××円
入院保険金	〇〇円	△△円	××円
手術保険金	〇〇円	△△円	××円
通院保険金	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円

デジタルテキスト 098

(2) 引受限度額の設定

被保険者が満15歳未満の場合、または保険契約者と被保険者が異なる保険で、被保険者本人の同意がない場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています。

デジタルテキスト 099



(1) 保険金額の設定

海外旅行保険の保険金額は補償種目ごとにそれぞれ設定します（携行品損害や賠償責任に関する特約については免責金額を設定する場合があります）。通常は、保険期間別に保険金額の異なる複数の引受パターンから、保険契約者が自分に合ったプランを選ぶなどにより保険金額を設定します。

補償内容	プラン A（簡素）	プラン B（通常）	プラン C（充実）
傷害死亡保険金	〇〇円	△△円	××円
傷害後遺障害保険金	〇〇円	△△円	××円
治療・救援保険金	〇〇円	△△円	××円
携行品損害	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円
●●●	〇〇円	△△円	××円

デジタルテキスト 100

(2) 引受限度額の設定

被保険者が満15歳未満の場合、または保険契約者と被保険者が異なる保険で、被保険者本人の同意がない場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています。

デジタルテキスト 101

(3) クレジットカード付帯の海外旅行保険

クレジットカードには、海外旅行保険が付帯されていることがあります。 **▲注**

▲注 クレジットカード付帯の海外旅行保険は、旅行代金などをクレジットカードで支払った場合のみが適用対象となるなどの条件が付されていることがあります。また、疾病死亡の補償がなかったり、疾病治療費用の保険金額が低額に設定されていたりするなど補償内容が十分でないことがあります。



クレジットカードに海外旅行保険が
付帯されていることがある

デジタルテキスト 102

第4章 保険期間・保険料払込方法

デジタルテキスト 103

保険契約は、保険期間内に生じた保険事故に対して保険金を支払うものです。したがって、どのくらいの期間の補償を必要とするかを確認して、保険期間を設定することが必要となります。

本章では、傷害保険等の保険期間および保険料払込方法について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

2-4-1 傷害保険の保険期間

第1節の
学習時間およそ
2分

(1) 保険期間

通常の保険期間は1年ですが、1年を超える期間または1年未満の期間を定めることもできます。保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり（新規契約の場合は任意の時刻を設定できます）、末日の午後4時に終了します。なお、保険期間が開始しても、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、原則として保険金は支払われません。

【保険期間の設定方法】

a. 月または年をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とし、その期間の最終月の保険期間の初日に相当する日を満期日とします。ただし、保険期間の初日が月の末日のときは、その期間の最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合 初日1月18日・満期日翌年1月18日）

なお、保険期間の最終月に保険期間の初日に相当する日がない場合は、最終月の末日を満期日とします。

（例：1年契約の場合〈閏年〉 初日2月29日・満期日翌年2月28日）

b. 日をもって保険期間を定める場合

保険期間の初日の翌日を起算日とします。

デジタルテキスト 104

(2) 自動継続特約

自動継続特約は、保険会社の定める期日までに保険契約者等から契約を更新しない旨の意思表示がない限り、契約を自動継続させる特約です。

この特約を付帯（セット）した場合は、更改手続きの手間が省ける利便性がある反面、保険契約者等の意思に反して契約が継続されるなど、後日トラブルが生じやすいため注意が必要です。

デジタルテキスト 105

2 4 -2 旅行保険の保険期間

第2節の
学習時間



およそ
5分

(1) 国内旅行傷害保険

① 保険期間

保険期間は、旅行期間に合わせて設定します。 **▲注**

国内旅行傷害保険の保険責任は、普通傷害保険などとは異なり、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

また、次のいずれかに掲げる保険事故による損害等に対しては保険金が支払われません。

- a. 保険料領収前に生じた保険事故
- b. 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

▲注 旅行期間1か月以内の国内旅行が対象となります。

デジタルテキスト 106

② 保険責任の終期の延長

被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、被保険者が乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関が第三者による不法な支配を受けたことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、保険責任の終期が延長されます。

デジタルテキスト 107

(2) 海外旅行保険

① 保険期間

保険期間は、旅行期間に合わせて設定します。

海外旅行保険の保険責任は、国内旅行傷害保険と同様、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。この場合の時刻は、日本国の標準時によります。

また、次のいずれかに掲げる保険事故（この保険契約に付帯〈セット〉された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。以下同じ）による損害等に対しては保険金が支払われません。

- a. 保険料領収前に生じた保険事故
- b. 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故

デジタルテキスト 108

② 保険責任の終期の延長

- a. 被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、72時間を限度として延長されます。

- (a) 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。以下同じ）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- (b) 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- (c) 被保険者が医師の治療を受けたこと
- (d) 被保険者の旅券の盗難または紛失
- (e) 被保険者の同行家族（被保険者と旅行行程を同一にする被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚の子をいいます）または同行予定者（被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます）が入院したこと

- b. 被保険者の旅行の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次に掲げる事由のいずれかにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されます。

ただし、最終目的地に到着した時または当初予定していなかった目的地に向けて出発した時（最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます）のいずれか早い時までとします。

- (a) 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- (b) 被保険者に対する公権力による拘束
- (c) 被保険者が誘拐されたこと
- (d) 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと

デジタルテキスト 109

2 4 -3 医療保険等の保険期間等

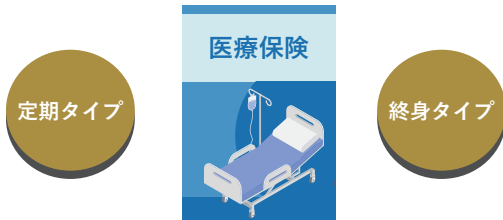
第3節の
学習時間



およそ
3分

(1) 医療保険

医療保険には、保険期間をあらかじめ定めた「定期タイプ」と、補償が一生続く「終身タイプ」があります。
また、定期タイプでは、契約を継続する場合、保険料が継続前契約より高くなったり、一定以上の年齢になるか告知内容の変更により、継続できなくなったりすることがあります。



デジタルテキスト 110

(2) がん保険

がん保険には、医療保険と同様に、保険期間が「定期タイプ」のものと「終身タイプ」のものがあります。
また、一般的に無診査で告知のみでの引受けとなるため、保険期間の初日から一定期間（90日など）は保険金が支払われないようにしています（P.046参照）。



① 初年度契約の場合

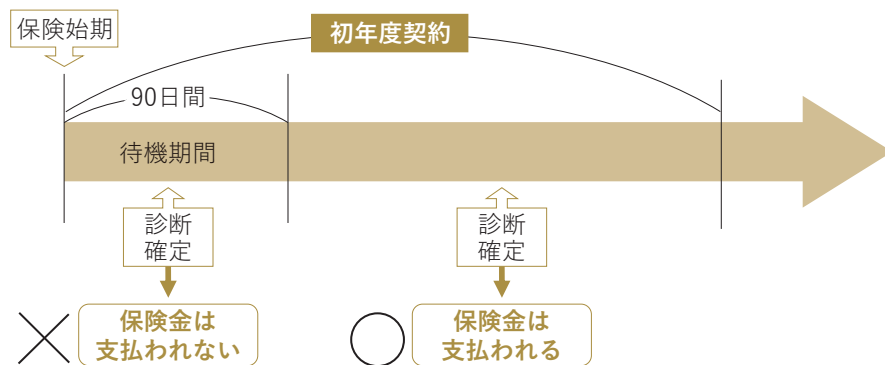
② 更新契約の場合

デジタルテキスト 111

① 初年度契約の場合

被保険者が「がん」と診断確定された時が、保険期間の初日からその日を含めて一定期間（90日など）を経過した日の翌日の午前0時より前であるときは、保険金は支払われません。この保険始期からの無責期間（90日間など）を「待機期間」といいます。⚠注

⚠注 保険金の種類により待機期間がない保険商品もあります。



デジタルテキスト 112

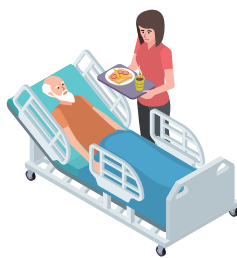
② 更新契約の場合

更新後の契約については、待機期間はありません。

デジタルテキスト 113

(3) 介護保険

介護保険は、一生涯補償する「終身タイプ」が一般的です。



デジタルテキスト 114

(4) 所得補償保険

所得補償保険の保険期間は、原則として1年です。



2-4 保険料の払込方法

第4節の
学習時間およそ
4分

近年では、保険契約者の利便性を踏まえ、保険料の払込方法の多様化や手続き時のキャッシュレス化が進んでいます。 **【注】**

【注】 保険会社によって取扱いが異なります。

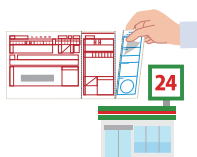
払込方法



口座振替



クレジットカード払



コンビニ払



請求書払

etc.

デジタルテキスト 116

(1) 一時払・分割払

保険期間1年の場合、保険料は一時払が基本ですが、保険料を分割して払い込む分割払もあります。分割払は、一時払に比べて保険料の払込総額が高くなります **【注】**。

【注】 分割払（月払）の場合は、一時払に対して所定の割増（5%など）を適用します。

月払



年払



デジタルテキスト 117

(2) 保険料の払込方法

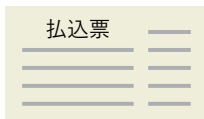
保険料の払込方法には、口座振替、クレジットカード払、コンビニエンスストアでの払込票払（以下「コンビニ払」といいます）などがあります **注1**。一般的には、口座振替やクレジットカード払は、分割払・一時払のいずれも選択できます。

主な払込方法	月払	一時払
口座振替、クレジットカード払	○	○
コンビニ払、郵便局等での払込票払、請求書払（銀行等での振込み）	×	○

注2

注1 契約内容により選択できない払込方法もあります。

注2 クレジットカード払の場合、請求月の取扱いが異なることがあります。



参考

団体扱・集団扱契約

団体扱契約とは、企業等を1つの「団体」として、その「団体」または「団体」の共済組合等が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同団体に勤務している役員・従業員が契約者となって保険契約を締結するものです。

集団扱契約とは、協同組合・医師会・下請業者の会など、所定の条件を満たす組織を1つの「集団」として、その「集団」が保険会社との間で保険料の集金契約を締結したうえで、同集団に属する者（会員等）が契約者となって保険契約を締結するものです。

代理店（保険募集人）は、団体扱契約や集団扱契約を取り扱う場合には、適用条件に合致していることを確認する必要があります。

(3) 保険料領収前に発生した事故の取扱い

保険契約においては、保険料の払込みをもって保険会社に保険金支払義務が生じる（支払責任が発生する）というのが原則であり、保険料払込み前に生じた事故については、保険金は支払われません。

なお、保険料の払込方法が口座振替またはクレジットカード払の場合については、次の取扱いとなります。

① 口座振替の場合

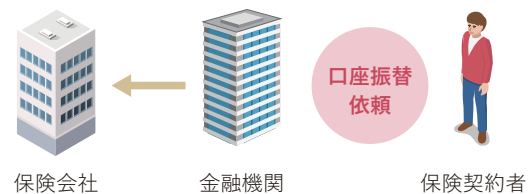
② クレジットカード払の場合

デジタルテキスト 119

① 口座振替の場合

保険料の払込期日までに保険料が払い込まれれば、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金が支払われるという取扱いが一般的です。

保険料が当初の払込期日に払い込まなかった場合であっても、「払込期日の属する月の翌々月末」まで払込期日を猶予することもあります。



デジタルテキスト 120

② クレジットカード払の場合

保険契約締結後、保険会社がカード会社に、使用されるクレジットカードが有効か、支払う保険料が利用限度額内にあるかなどを確認し、保険会社がクレジットカード払を承認した段階で保険契約は有効となります。したがって、クレジットカード払による保険契約が有効とされれば、口座振替と同様、保険料を払い込む前に発生した事故に対しても保険金が支払われるという取扱いが一般的です。



デジタルテキスト 121